

答申第 31 号
平成27年 3月 5日

青森県知事 殿

青森県情報公開・個人情報保護審査会
会 長 石 岡 隆 司

青森県情報公開条例第17条第1項の規定による諮問について（答申）

平成26年 6月23日付け青河砂第170号による下記の諮問について、別紙のとおり答申します。

記

砂利採取認可計画申請に関する文書についての一部開示決定処分に対する異議申立てについての諮問

答 申

第 1 審査会の結論

青森県知事（以下「実施機関」という。）が、対象となった行政文書を一部開示としたことは、妥当である。

第 2 諮問事案の概要

1 行政文書開示請求

異議申立人は、平成26年3月7日、実施機関に対し、青森県情報公開条例（平成11年12月青森県条例第55号。以下「条例」という。）第5条の規定により、「青森県つがる市豊富町屏風山1-273における砂山に関し、有限会社拓友工業が申請した砂利採取認可計画申請書一式（付属書類を含む）」について、行政文書開示請求（以下「本件開示請求」という。）を行った。

2 実施機関の決定

実施機関は、本件開示請求に対して、次に掲げる行政文書を本件開示請求に係る行政文書として特定した上で、条例第7条第3号又は第4号に該当するとして、一部開示決定（以下「本件処分」という。）を行い、平成26年3月24日、異議申立人に通知した。

- (1) 砂利採取計画認可申請書
- (2) 砂利採取業者登録通知書
- (3) 砂利採取登録事項変更届出書
- (4) 事業所の名称および業務主任等に関する調書
- (5) 砂利採取業務主任者認定証
- (6) 業務主任者に関する確認書
- (7) 砂利売買契約書
- (8) 豊富町会砂利売買賛否の投票結果を町民に報告
- (9) 平成25年度 豊富町会臨時総会議事録（抄本）
- (10) 豊富町会砂利売買賛否の広報配布
- (11) 平成25年度 豊富町役員臨時総会議事録（抄本）

- (12) 豊富町会資産目録
- (13) 平成17年度 豊富町会総会議事録
- (14) 道路使用同意書
- (15) 隣接同意書
- (16) 事業資金計画書
- (17) 残高証明書
- (18) 保証書
- (19) 保証書に添付の印鑑証明書
- (20) 砂利搬出計画
- (21) 車両通行許可申請書
- (22) 他法令適用確認書（西北地域県民局長あて）
- (23) 添付図書確認書
- (24) 林地開発許可申請書
- (25) 他法令適用確認願（つがる市教育長あて）
- (26) 一定の規模以上の土地の形質の変更届出書

3 異議申立て

異議申立人は、平成26年4月2日、行政不服審査法（昭和37年法律第160号）第6条の規定により、異議申立てを行った。

第3 異議申立人の主張要旨

1 異議申立ての趣旨

第2の2の（7）ないし（11）に掲げる行政文書の不開示決定を取消し、開示するとの決定を求める。

2 異議申立ての理由

異議申立人が主張している異議申立ての理由は、異議申立書及び反論書によると、おおむね次のとおりである。

- (1) 屏風山における砂山に関し、町内会の決議不存在等確認請求及び臨時総会の開催要求請求事件が青森地方裁判所五所川原支部にて係属している。
- (2) 豊富町会の役員は、住民に対し売買代金を1,100万円と説明しつつ、契約書では1,700万円と記載しているという事も耳にする。そのため、この代金については、

その額について、虚偽の記載がされている可能性もある。

売買代金についても、新聞記事において、1,100万円という具体的金額が記載されており、その秘密性は低く要保護性も低い。

- (3) 申立人としても、当該価額を知ったとしても、有限会社拓友工業の競争上の地位を不当に侵害する意思もない。しかし、有限会社拓友工業が上記のように豊富町会役員の説明を知っていながら上記契約書を用いて申請をしたとするならば、明らかな違法行為である。このような場合、有限会社拓友工業の保護すべき利益は限りなく低い。
- (4) その他、売買契約の金額については、有限会社拓友工業の資産全部を示すものではなく、契約行為の一部でしかなく、有限会社拓友工業の運用状況や経営状況等の特殊性が明らかとなる核心的利益ではなく、有限会社拓友工業の権利、競争上の地位その他正当な利益ということまではできない。
- (5) 豊富町の総会議事録について、平成26年3月30日に住民が町会長にその真偽を確かめたところ、町会長は、このような議事録は知らない旨話している。このことからすると、議事録自体、偽造された疑いもある。その後、警察の関与により、町会長はその発言を翻したようである。

上記の経緯からすると、豊富町会役員の説明には不審な点が多く、その真偽を確かめる必要がある。

- (6) なお、砂利売買契約書に関しては、上記裁判において豊富町会から任意での開示を受けており、町内会の議事録に関しては警察によると町会長の許可のもと作成されたと聞いている。そのため、裁判提出等された資料との必要もあり、また、任意で開示を受けたものもあり、その秘密性は低く、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるとは言えない。

第4 実施機関の説明要旨

実施機関が主張している本件処分理由は、理由説明書及び意見書によると、おおむね次のとおりである。

1 一部不開示決定の理由

通常、法人等の代表印は、記載事項の内容が真性なものであることを示す認証的機能を有する性質のもので、契約書等重要書類に使用され、不特定多数の者に提示されることを予定していないものである。

また、契約金額及び手付金額は、砂利採取業を営む法人の営業、販売に関する情報であり、収入印紙金額についても、契約金額を推測し得る情報である。

よって、公にすることにより、当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害する

おそれがあると認め、条例第7条第4号の不開示情報(法人等情報)に該当するものと判断し、一部不開示としたものである。

2 反論書に対する意見

開示請求権は、条例第5条の規定により、何人に対しても等しく認められた権利であり、開示請求者がいかなる者であるかによって、開示又は不開示の判断が左右されることはないものである。

行政文書に記録されている情報が、条例第7条各号に掲げる不開示情報に該当するかどうかの判断に当たっては、条例第3条の「原則開示」の基本理念にのっとり判断するものであり、平成26年3月24日付け指令第9009号による行政文書一部開示決定処分においては、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあると認め、条例第7条第4号の不開示情報(法人等情報)に該当すると判断したものである。

第5 審査会の判断理由

1 条例の基本的な考え方及び判断の対象範囲について

(1) 条例の基本的な考え方

条例は、県民の県政についての知る権利を尊重し、行政文書の開示を請求する権利につき定めたものであり(第1条)、条例では、「実施機関は、行政文書の開示を請求する権利が十分に尊重されるように、この条例を解釈し、及び運用しなければならない」と定められている(第3条)。

この趣旨から、当審査会は、「原則開示」の理念に立って条例を解釈し、本件処分において実施機関が不開示としたことが妥当か否かについて、諮問事案の内容に即し、個別、具体的に判断するものである。

(2) 判断の対象範囲

異議申立人は、異議申立書において、実施機関が本件処分を行った行政文書のうち、第2の2の(7)ないし(11)に掲げる行政文書において不開示とした部分について開示することを求めている。したがって、第2の2の(7)ないし(11)に掲げる行政文書以外の文書については、本件異議申立ての対象としていないものと認められるので、当該文書については、当審査会の判断の対象としないものである。

2 本件異議申立ての対象となった行政文書並びに不開示とした部分及びその理由について

(1) 本件処分に係る行政文書のうち、本件異議申立ての対象となった行政文書（以下「本件行政文書」という。）は、次に掲げる文書である。

ア 第2の2の(7)に掲げる文書（以下「本件行政文書1」という。）

当該文書は、砂利採取計画認可申請を行った法人を買主・受注者、町会を売主・発注者とする砂利採取等に関する3回に渡る契約書(①平成25年10月2日付け、②平成25年10月30日付け、③平成25年11月5日付け)で、同法人が砂利採取場において砂利採取を行うことについて権原を有することを示す書面として同申請書に添付した文書である。

イ (ア) 第2の2の(8)に掲げる文書（以下「本件行政文書2の1」という。）

(イ) 第2の2の(9)に掲げる文書（以下「本件行政文書2の2」という。）

(ウ) 第2の2の(10)に掲げる文書（以下「本件行政文書2の3」という。）

(エ) 第2の2の(11)に掲げる文書（以下「本件行政文書2の4」という。）

当該文書は、町会の総会に付された砂利売買等に係る議案の賛否等について証明する書面で、本件行政文書1に係る町会の総会手続の有効性を示すため、本件行政文書1とともに砂利採取計画認可申請書に添付した文書である。

(2) 本件行政文書のうち、本件処分において実施機関が条例第7条第4号に該当するとして不開示とした部分及びその理由は、次のとおりである。

ア 不開示とした部分

(ア) 本件行政文書1の、「売主の印影」（以下「本件情報1」という。）、「買主の印影」（以下「本件情報2の1」という。）、「契約金額」（以下「本件情報3」という。）、「手付金額」（以下「本件情報4」という。）、「収入印紙」（以下「本件情報5」という。）

(イ) 本件行政文書2の1から同2の4までの「町内会長の印影」（以下「本件情報2の2」という。）

イ 不開示とした理由

法人その他の団体に関する情報であって、公にすることにより、当該法人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるため。

3 不開示情報該当性（条例第7条第4号）について

実施機関は、条例第7条第4号に該当するとして、本件情報を不開示としているので、以下、本件情報の条例第7条第4号該当性について検討する。

(1) 条例第7条第4号の趣旨について

ア 条例第7条第4号は、不開示情報として、「法人その他の団体（県、国等を除く。以下「法人等」という。）に関する情報又は事業を営む個人の当該事業に関する情報であって、公にすることにより、当該法人等又は当該個人の権利、競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがあるもの。」と規定している。

イ このうち、「権利」とは、信教の自由、集会・結社の自由、学問の自由、財産権等、法的保護に値する権利一切を指し、「競争上の地位」とは、法人等又は事業を営む個人の公正な競争関係における地位を指し、「その他正当な利益」とは、ノウハウ、信用等法人等又は事業を営む個人の運営上の地位を広く含むものである。

また、「害するおそれ」があるかどうかの判断に当たっては、法人等又は事業を営む個人の性格や権利利益の内容、性質等に応じ、当該法人等又は事業を営む個人の憲法上の権利の保護の必要性、当該法人等又は事業を営む個人と行政との関係等を十分考慮して適切に判断する必要がある、「おそれ」の判断に当たっては、単なる確率的な可能性ではなく、法的保護に値する蓋然性が求められるものである。

(2) 条例第7条第4号該当性について

ア 本件情報1について

(ア) 当審査会が調査したところ、当該情報は、当該法人が商業登記法（昭和38年法律第125号）第20条第1項の規定により、登記所に提出した印鑑であることが認められた。

(イ) 当該情報は、登記所に印鑑登録をしている印鑑であるので、通常法人にとって重要な書類に限定して使用される印鑑であると推認され、一般に公にすることを予定していない内部管理に属する情報であるとともに、公にした場合、印鑑偽造等による印影の不正使用に繋がるおそれがあると認められる。

イ 本件情報2（本件情報2の1及び同2の2）について

(ア) 当審査会が調査したところ、当該情報は、当該町会が属する市認可地縁団体印鑑登録証明事務処理要領第2の3の規定により、同市に登録した印鑑であることが認められた。

(イ) 当該情報は、地方自治体の規程により印鑑登録をしている印鑑であるので、一般に公にすることを予定していない当該町会の内部管理に属する情報であるとともに、公にした場合、印鑑偽造等による印影の不正使用に繋がるおそれがあると認められる。

ウ 本件情報3について

(ア) 実施機関が本件開示請求に係る行政文書として特定し、全部を開示した、第2の2の(1)に掲げる文書には、採取する砂利の種類及び数量が記載されて

いるため、当該情報を公にすることにより、1立方メートル当たりの砂利の売買単価が推測されることが認められる。

(イ) また、同単価をいくりに設定するかは、当該法人の経営上のノウハウであることから、同単価は、当該法人の営業及び販売に関する情報であると認められるとともに、公にした場合、同業他社等が当該情報を知ることによって、当該法人の事業活動に対して影響を及ぼすおそれがあると認められる。

エ 本件情報4について

売買契約の締結に当たって、手付金を支払うか、支払う場合、売買代金のうちの程度を手付金とするかは、当該法人の企業戦略であり、営業及び販売に関する情報であると認められるとともに、当該情報を公にした場合、同業他社等が当該情報を知ることによって、当該法人の事業活動に対して影響を及ぼすおそれがあると認められる。

オ 本件情報5について

(ア) 契約書等に貼り付ける収入印紙の金額は、印紙税法（昭和42年法律第23号）別表第1で定められており、当該情報を公にした場合、おおよその砂利売買代金が推測されることとなる。おおよその砂利売買代金が推測されれば、1立方メートル当たりのおおよその砂利の売買単価が推測されることとなる。

(イ) 砂利の売買単価は、ウのとおり、当該法人の営業及び販売に関する情報であると認められるとともに、公にした場合、同業他社等が当該情報を知ることによって、当該法人の事業活動に対して影響を及ぼすおそれがあると認められる。

カ よって、本件情報は、いずれも、公にした場合、「当該法人の競争上の地位その他正当な利益を害するおそれがある」と認められるので、条例第7条第4号に該当する。

4 その他

異議申立人はその他種々主張するが、いずれも当審査会の上記判断を左右するものではない。

5 結論

以上のとおり、本件情報は条例第7条第4号に該当するので、第1のとおり判断する。

第6 審査会の処理経過

当審査会の処理経過の概要は、別記のとおりである。

別記

審査会の処理経過の概要

年 月 日	処 理 内 容
平成26年 6 月 23日	・ 実施機関からの諮問書を受理した。
平成26年 7 月 22日	・ 実施機関からの理由説明書を受理した。
平成26年 8 月 6 日	・ 異議申立人からの反論書を受理した。
平成26年 8 月 22日	・ 実施機関からの意見書を受理した。
平成26年 8 月 29日 (第46回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年 9 月 22日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年 9 月 24日 (第47回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年10月 24日 (第48回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年11月 18日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成26年11月 21日 (第49回審査会)	・ 審査を行った。
平成26年12月 19日 (第50回審査会)	・ 審査を行った。
平成27年 1 月 20日	・ 実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成27年 1 月 30日 (第51回審査会)	・ 審査を行った。

平成27年 2 月19日	・実施機関に対する照会について、実施機関からの書面を受理した。
平成27年 2 月20日 (第52回審査会)	・審査を行った。

(参考)

青森県情報公開・個人情報保護審査会委員名簿（五十音順）

氏 名	役 職 名 等	備 考
石岡 隆司	弁護士	会長
一條 敦子	ふれ～ふれ～ファミリー代表	
大矢 奈美	公立大学法人青森公立大学経営経済学 部准教授	
河合 正雄	国立大学法人弘前大学人文学部講師	
竹本 真紀	弁護士	会長職務代理者 (本件審査回避)

(平成27年 3 月 5 日現在)